

沖縄県立 南部商業 高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校

いじめ防止基本方針[概略版 1/2]

(詳細版は本校HPをご覧ください。)

1. はじめに

いじめは児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。本校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための基本方針を定めています。

2. いじめ防止等のための基本的な方向

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

(2) 基本理念

- ① 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめの防止に取り組む
- ② 児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする
- ③ いじめを受けた児童生徒の心身を保護することを最優先とする
- ④ 国・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ対策を行う

(3) いじめの判断

- ① いじめの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、総合的に判断する
- ② けんかやふざけ合いも、いじめに該当するかを判断する
- ③ いじめの認知・判断は、学校いじめ対策委員会を活用して行う

3. 具体的な態様

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ① ひやかし・からかい・悪口・脅し文句等 | ② 仲間はずれ・集団による無視 |
| ③ 軽くぶつかられる・叩かれる・蹴られる等 | ④ ひどくぶつかられる・叩かれる・蹴られる等 |
| ⑤ 金品をたかられる | ⑥ 金品を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる等 |
| ⑦ 嫌なことや恥ずかしいことをさせられる | ⑧ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる |
| ⑨ 性的いたづらをされる 等 | |

4. いじめ防止のための対策

(1) 学校におけるいじめ防止対策のための組織

「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、対策窓口の設置や情報収集と共有等を行います。

(2) いじめの未然防止

教職員と生徒との信頼関係を築き、いじめの未然防止を推進します。

(3) いじめの早期発見

教職員はアンケートや対話を通じて情報を収集し、積極的ないじめの認知に努めます。

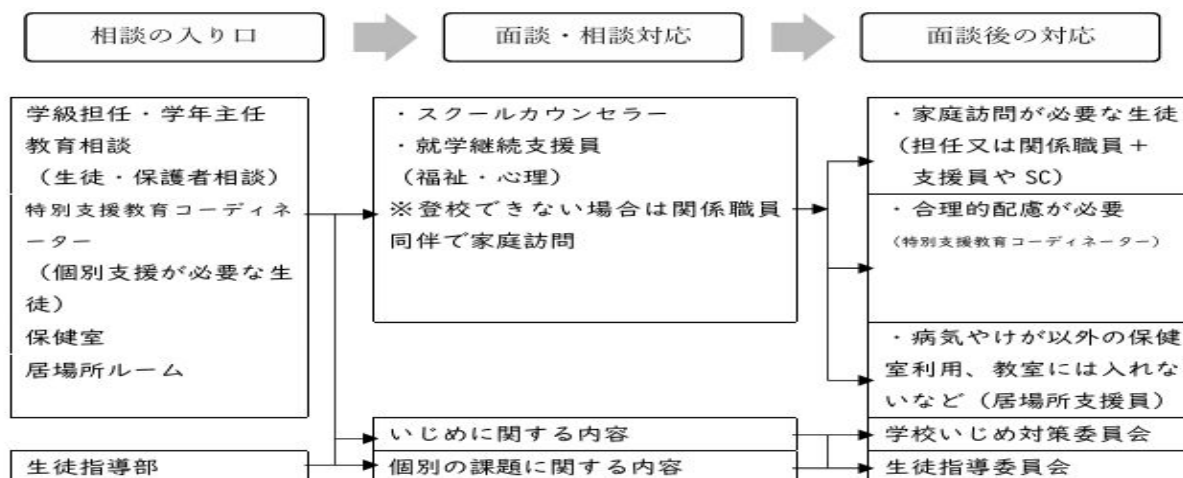
(4) いじめ発生時の対応

対象生徒の安全を確保し、教育相談等を行い、事案によっては警察とも連携します。

(5) 教育相談・生徒指導体制

担任や教育相談係が日常的に相談に応じ、問題行動に対して迅速に対応します。

5. 日常的な対応



6. いじめ防止プログラム (年間計画：校内研修・個別面談・教育相談・いじめ防止の取り組み等)

取り組み内容/月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止 対策委員会	学校いじめ防止対策委員会・校内研修	○					○				○		
	アンケートの計画・実施・対処			○	○			○	○		○	○	
	基本方針の見直し											○	○
	相談窓口の開設 (SC相談を含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生徒への 取り組み	学校いじめ防止対策基本方針の周知	○											
	学校行事 (野外学習・歓迎球技大会等)	○	○									○	
	アンケートの実施・対処			○				○			○		
	個人面談				○				○			○	
保護者への 取り組み	学校いじめ防止対策基本方針の周知・連携依頼	○											
	三者面談等		○									○	
	学校評価アンケート									○			
関係機関 との連携	学校評議委員会				○					○			○
	学校・警察・関係機関等との連携	必要に応じて連携を図る											

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態について (いじめ防止対策推進法第 28 条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態 (以下「重大事態」という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (以下省略)

(2) 重大事態発生の報告と調査

- ① 教育委員会へ報告し、必要に応じて警察に援助を要請します
- ② アンケートや面談を実施し、調査結果を関係者に報告します



基本方針をもとに、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう努めます

気になることがあったら下記へ連絡ください
沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校
TEL : 098-998-2401 FAX : 098-998-4697